

行政処分手配者に対する出頭命令及び免許証保管に関する事務処理要領の制定について（例規）

（最終改正：令和 6 年 3 月 14 日務第 14 号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

道路交通法の一部を改正する法律（平成 5 年法律第 43 号）の規定に基づく行政処分手配者に対する出頭命令及び免許証保管に関する事務処理要領を別記のとおり定め、令和 2 年 2 月 12 日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、本例規の施行に伴い、「行政処分手配者に対する出頭命令及び免許証保管に関する事務処理要領の制定について（例規）」（平成 6 年 5 月 6 日付け運第 36 号）は廃止する。

別記

行政処分手配者に対する出頭命令及び免許証保管に関する事務処理要領

第 1 総則

1 趣旨

この事務処理要領は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 104 条の 3 第 2 項（法第 107 条の 5 第 11 項において準用する場合を含む。）の規定による出頭命令（以下「出頭命令」という。）及び法第 104 条の 3 第 3 項（法第 107 条の 5 第 11 項において準用する場合を含む。）の規定による運転免許証の保管（以下「免許証保管」という。）等に関する事務の円滑かつ適正な処理を行うため必要な事項を定めるものとする。

2 用語の意義等

この要領における用語の意義は、次に定めるとおりとする。

- (1) 処分書等 道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「府令」という。）別記様式第 13 の 3 及び別記様式第 13 の 4 の処分通知書並びに別記様式第 19 の 3 の 3、別記様式第 19 の 3 の 4 及び別記様式第 22 の 6 の処分書をいう。
- (2) 出頭命令書 府令別記様式第 19 の 3 の 5 及び別記様式第 22 の 6 の 2 の出頭命令書をいう。
- (3) 保管証 府令別記様式第 19 の 3 の 6 の免許証保管証、別記様式第 22 の 6 の 3 及び別記様式第 22 の 6 の 4 の保管証をいう。
- (4) 出頭命令書・免許証保管証 府令別記様式第 19 の 3 の 5 の出頭命令書及び府令別記様式第 19 の 3 の 6 の免許証保管証の共用書式として用いる出頭命令書・免許証保管証（別記様式第 1 号）をいう。
- (5) 出頭命令通知書 府令別記様式第 19 の 3 の 5 及び別記様式第 22 の 6 の 2 の出頭命令書をいう。
- (6) 出頭命令等 法第 104 条の 3 第 1 項に規定する書面の交付、同条第 2 項に規定する命令及び同条第 3 項に規定する措置をいう。
- (7) 行政処分手配者 所在不明、不出頭などの理由により、警察情報管理システムによる運転者管理業務実施要領（平成 16 年 9 月 1 日付け運免、情管第 149 号）で定め

る処分手配登録をされた行政処分未執行者をいう。

- (8) 認知警察官 行政処分手配者の所在を知った警察官をいう。
- (9) 所属署等 認知警察官の所属する警察署及び警察本部所属をいう。
- (10) 認知県警察 行政処分手配者の発見場所を管轄する都道府県警察をいう。
- (11) 手配県警察 処分手配登録をした都道府県警察をいう。
- (12) 住所地県警察 行政処分手配者の発見場所を管轄する都道府県警察をいう。

3 都道府県警察との連絡及び協力

交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）は、行政処分手配者が発見された場合における処分理由等の照会、出頭日時及び場所の指定の協議、処分の執行依頼等の事務については、認知県警察、手配県警察及び住所地県警察の各行政処分担当課と緊密な連絡と協力の下に行うものとする。

4 行政処分手配者名簿の整備等

(1) 行政処分手配者名簿の作成

運転免許課長は、処分手配登録をしたときは、当該行政処分手配者について次のアからキまでの事項を記載した行政処分手配者名簿（別記様式第2号。以下「名簿」という。）を作成し、認知警察官からの照会に対して正確に回答することができるよう必要な整備をしておくものとする。

ア 手配年月日

イ 住所・氏名・生年月日

ウ 前回処分以降の違反データ（違反日時・違反場所・違反種別・違反点数）

エ 前歴回数

オ 累積点数

カ 処分種別・処分日数

キ その他参考となる事項

(2) 名簿の引継ぎ

名簿は、執務時間外においても照会に応じることができるようにするため、執務時間終了時に交通部の当直責任者に引き継ぐものとする。

第2 行政処分手配者発見時の措置要領

認知警察官、所属署等の所属長及び運転免許課長は、処分手配者発見から処分執行までの事務処理の流れ（別紙第1）及び処分手配者を発見した警察官の事務処理の流れ（別紙第2）に従い、それぞれの事務を処理するものとする。

1 認知警察官の措置等

(1) 照会センターへの照会時の確認項目

認知警察官は、刑事部機動捜査分析課照会センター（以下「照会センター」という。）から行政処分手配者である旨の回答を得たときは、「手配年月日、手配県警察、行政処分手配者の氏名、生年月日、処分種別及び処分日数」を確認すること。

なお、免許証不携帯の場合には、「免許証番号」も併せて確認するものとする。

(2) 出頭命令

ア 処分手配の内容説明と手配県警察の行政処分担当課への照会

認知警察官は、照会センターから処分手配者である旨の回答があったときは、

出頭命令の措置をとることとなるが、処分手配者から「処分は既に執行されている。処分の根拠となった違反、事故を思いつかない。」等の抗弁を受けたときは、運転免許課を通じ（執務時間外にあっては、交通部の当直。以下同じ。）、手配県警察の行政処分担当課に照会し、次の事項等を確認し、処分理由等を本人に説明した上で、出頭命令等の措置を講ずるものとする。

- (ア) 前回処分以降の違反データ（違反日時、違反場所、違反種別及び違反点数）
- (イ) 前歴回数
- (ウ) 累積点数

イ 出頭日時及び場所の指定の協議

認知警察官は、運転免許課を通じ、手配県警察の行政処分担当課と協議の上、出頭日時及び場所を指定するものとする。

なお、発見した時の行政処分手配者の現住所が、処分手配時の住所と異なる場合は、現住所及び連絡先を確認し、住所地県警察と手配県警察の行政処分担当課が協議し、出頭日時及び場所が指定するものとする。

(3) 運転免許証の保管

ア 運転免許証を保管する際の教示

運転免許証（以下「免許証」という。）を保管する際は、免許証を保管する趣旨のほか、保管証又は出頭命令書・免許証保管証のそれぞれの備考欄に記載している留意事項について教示するものとする。

イ 免許証不携帯の場合の措置

行政処分手配者が免許証不携帯のため免許証を保管できない場合は、出頭命令書のみを交付するものとする。

なお、出頭命令書・免許証保管証による場合は、「免許証保管証」の不動文字を横線で、「免許年月日」欄以降を斜線でそれぞれ削除し、命令者の割印をした上で交付すること。

ウ 更新期間が到来している免許証に係る措置

行政処分手配者に係る免許証が法第101条第1項の更新期間内にあるときは、出頭命令書のみを交付し、免許証保管の措置はとらないものとする。この場合において、出頭日時は、運転免許課と手配県警察の行政処分担当課が協議の上、有効期間の満了日以前の日を指定するものとする。

エ 交通違反をしている場合における免許証の保管

交通違反をした者が行政処分手配者であることが判明した場合において、法第109条第1項の規定による免許証の保管を行う必要があるときは、同項の規定による免許証の保管を優先して行うものとし、交通反則切符等の告知票（書）の下部余白に行政処分手配者である旨を朱記するとともに、運転免許課を通じ手配県警察の行政処分担当課に通報するものとする。

(4) 出頭命令通知書の作成

ア 書類の記載要領

出頭命令書、保管証及び出頭命令通知書の記載要領（別紙第3）によるものとする。

イ 出頭命令通知書の作成

出頭命令通知書は、法第104条の3第4項の規定により、行政処分手配者の住所地を管轄する公安委員会に対して送付するが、処分手配登録した公安委員会と住所地を管轄する公安委員会とが異なる場合は、処分手配登録した公安委員会に対して出頭命令通知書の写しを送付すること。

(5) 事後措置

出頭命令書及び保管証又は出頭命令書・免許証保管証等を交付した場合は、交付日の翌日までに、出頭命令通知書（写しを含む。）、保管した免許証及び出頭命令書・免許証保管証（以下これらを「出頭命令書・免許証保管証等」という。）の写しを所属長に提出するものとする。

2 所属署等の措置

(1) 保管免許証等の送付等

自所属の認知警察官から出頭命令通知書及び保管した免許証等を受領した所属長は、速やかに運転免許課長を経由して警察本部長に電話報告の上、必要な指示を受け、次の書類を書留郵便（処分手配者が和歌山県内居住の場合は、てい送又は書留郵便）により送付すること。この場合、保管免許証等送付記録簿（別記様式第3号）に記録しておくこと。

ア 手配県警察の行政処分担当課に対しては、出頭命令通知書（手配県警察と住所地県警察が異なる場合は、出頭命令通知書の写し）及び保管した免許証

イ 住所地県警察の行政処分担当課に対しては、出頭命令通知書（住所地県警察と手配県警察とが異なる場合に限る。）

(2) 出頭命令書等写しの送付

所属長は、(1)の措置を講じた後、出頭命令書・免許証保管証等の2枚目（本部用控）及び出頭命令通知書の2枚目（本部用控）を出頭命令関係書類送付書（別記様式第4号）に添付し、運転免許課に送付すること。

また、それぞれの書面の3枚目（所属用控）は当該所属において保存しておくこと。

3 認知県警察、手配県警察及び住所地県警察としての運転免許課の措置

運転免許課長は、所属署等及び行政処分担当課の事例別事務処理要領（別紙第4）に基づき、次により、速やかに回答及び処分書の送付等の措置を講ずるものとする。

(1) 手配県警察及び住所地県警察としての出頭日時・場所の協議及び回答

ア 運転免許課長（執務時間外にあっては、交通部の当直責任者）は、認知県警察の行政処分担当課から協議を受けたときは、行政処分手配者の出頭日時・場所を回答すること。この場合、出頭日時の指定は、発見の日から20日以内とすること。

イ 当直責任者は、当直勤務中に取り扱ったアの協議の受理及び措置内容を当直勤務終了後、出頭命令に関する協議受理報告書（別記様式第5号）により運転免許課長に報告すること。

(2) 認知県警察としての措置

運転免許課長は、所属署等から第2の2の(1)の報告を受けたときは、出頭命令通知書、保管した免許証の送付等について指導するとともに、手配県警察及び住所地

県警察の行政処分担当課に、行政処分手配者に出頭命令を行ったことを連絡するものとする。

(3) 手配県警察としての措置

ア 処分執行に向けた措置

運転免許課長は、認知県警察の行政処分担当課から連絡を受けた際は、速やかに処分執行の措置を講ずるとともに、その者の住所地が他県となっている場合は、行政処分手配者の出頭日時までに、住所地県警察の行政処分担当課に対し、処分執行依頼を行うなどの措置を講ずること。

イ 指定日より早い日への変更要求があった場合の対応

行政処分手配者から出頭命令書の交付を受けた後に、指定日より早い日に出頭したい旨の依頼があった場合には、出頭命令通知書、保管した免許証、処分書等の到達に要する期間等を考慮し、出頭日時を再指定するものとする。

ウ 法第109条第1項による免許証の保管を受けた行政処分手配者に対する措置

交通違反の事務手続が終了した時点で、出頭命令と免許証保管の措置を講ずるものとする。

エ 行政処分手配者の出頭時の措置等

(ア) 処分書等の交付は、あらかじめ口頭で処分の内容を告知した上で、処分を執行するものとする。

(イ) 処分書等を交付する際は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条に定める不利益処分に対する不服申立てに関する手続を書面で教示するものとする。

(ウ) 更新期間が到来した行政処分手配者が出頭したときは、取消処分対象者については直ちに処分を執行し、停止処分対象者については更新手続き終了後に処分を執行するものとする。

(エ) 保管証は行政処分手配者が出頭した時点で受領し、保管した免許証については、

a 停止処分の場合は引き続き法第107条第3項の規定により保管し、停止期間満了後に返還請求があった時点で直ちに返還する

b 取消しの場合は法第107条第1項の規定により返納がされたものとみなすものとする。ただし、自動車等の運転禁止処分中に本邦から出国する者については、法第107条の5第6項の規定により国際運転免許証等を本人に返還しなければならないことに留意すること。この場合、処分期間中に本邦に再上陸する予定者については、法第107条の5第7項の規定により再上陸する際に住所地を管轄する公安委員会に国際運転免許証等を再提出しなければならないことを合わせて説明するものとする。

(4) 住所地県警察としての措置

運転免許課長は、手配県警察の行政処分担当課から処分執行依頼を受けた場合、出頭した行政処分手配者に対し、第2の3の(3)のエの規定に準じて処分を執行するものとする。

4 指定出頭場所となる警察署の措置

指定出頭場所となる各警察署長は、出頭命令書・免許証保管証等の交付を受けて出頭した処分手配者に対して第2の3の(3)のイ、ウ及びエに規定する措置を講ずるとともに、処分を執行したときは、次の事後措置を講ずること。

- (1) 処分執行後、速やかに被処分者の氏名、処分内容及び処分執行日時を運転免許課に電話連絡すること。
- (2) 被処分者から返納させた出頭命令書・免許証保管証等、取消処分に係る免許証及び処分書の写しを返納出頭命令書等送付書（別記様式第6号）に添付し、運転免許課に送付すること。

第3 免許証保管証の出納状況の点検

所属署等の所属長及び運転免許課長は、出頭命令書・免許証保管証等の出納及び使用状況について、出頭命令書・免許証保管証配布台帳（別記様式第7号及び別記様式第8号）により毎月1回点検を行い、出納保管の適正を期すること。

（別紙第1から別紙第4省略）

（別記様式省略）